

【資料⑤ 障害別等の備え】

(1) 肢体不自由者

- ・ 居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保する。
- ・ 歩行補助具は倒壊した家具の下敷きにならないよう、常に安全な一定の位置に置き、暗闇でもわかるようにしておく。
- ・ 必要に応じて、非常用持ち出し品として紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意する。
- ・ 移動が困難な場合は、おぶいひも、車いす、毛布などを用意する。

【車いす使用者】

- ・ 車いすが通れる幅を常に確保しておく。
- ・ 車いすが使用不能になった時のために、杖、おぶいひもなどを用意する。
- ・ 車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検する。
- ・ 雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカップ等を用意する。

【電動車いす使用者】

- ・ 電動車いすの電池は使用後必ず充電し、室温で保管する。
- ・ 補液タイプのバッテリーを搭載する電動車いすは、定期的に液量をチェックする。
- ・ 車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置く。

(2) 視覚障害者

- ・ 家の中の配置を常に一定にする。もし、配置を変更したときはすぐに視覚障害者に伝えるよう徹底する。特に非常用持ち出し袋は確認しておく。
- ・ 災害時の避難通路の設定とその通路の安全確認をしておく。
- ・ 居間、寝室など家の中や玄関付近の整理整頓を心がける。
- ・ ガラスなどが飛散して床が危険になるので、各部屋にスリッパなどを用意しておく。
- ・ メガネ、白杖等は就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておく。
- ・ メガネ、白杖（折りたたみ式）、携帯用点字板、ラジオ、予備電池、音声時計や触知式時計を非常用持ち出し袋に入れておく。
- ・ 緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等、助けを求めたり安全を確保するために必要なものを身につけておく。
- ・ ラジオがすぐに利用できるようにしておく。又は、カード型携帯ラジオを身につけておく。いずれの場合も予備の電池を十分に備えておく。

(3) 聴覚障害者

- 補聴器は就寝時などで使用しない場合も、ケースに入れて常に手元に置いておく。
- 補聴器の専用電池は予備を用意し、非常用持ち出し袋に入れておく。
- 緊急時の正確な情報収集のため、文字放送内蔵テレビや文字放送デコーダーを設置したり、携帯電話等文字情報が得られる携帯端末、筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記具、緊急連絡先メモなどを常に身につけておく。
- 周りに助けを求めたり、安全を確保するために必要な笛やブザー等を身につけておく。
- 緊急通報の送受信に有効なFAXを設置し、紙やインク等の予備を用意しておく。
- 夜間就寝中の情報伝達をどうするか、隣近所の人達等と決めておく。
- 災害時に必要な緊急会話カードを用意し、常に持参するようにする。

－緊急会話カードの例－

私は目や言葉が不自由です。

避難所に連れて行ってください。

私は目や言葉が不自由です。

手話通訳者へ連絡してください。

連絡先
氏名
電話番号

(4) 言語障害者

- ・ 携帯用会話補助装置を使用している人は、電池の予備を非常用持ち出し袋に入れておく。
- ・ 周りに助けを求めたり、安全を確保するために必要な笛やブザー等を身につけておく。
- ・ 筆談用のメモ帳やホワイトボード、筆記具を常に備えておく。

(5) 盲ろう者

- ・ 障害の状態に合わせて、視覚障害者及び聴覚障害者の項目を参照。
- ・ 緊急連絡カードに、コミュニケーション手段を具体的に記しておく。
- ・ 避難誘導の支援者とは、あらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておくことも有効。

(6) 内部障害者

- ・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておく。
- ・ 特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておく。
- ・ 緊急時の対処法について医療機関に確認しておく。
- ・ 人工肛門造設者等にあっては、日ごろから、ストマ用装具、洗腸セットを非常用持ち出し袋に入れておくとともに、ストマ用装具のメーカー、販売店の連絡先を緊急連絡カードに記載しておく。
- ・ 人工呼吸器等の使用人は、日ごろから使用している医療機器（酸素ボンベ等）の機種及び販売店の連絡先を緊急連絡カードに記載しておく。

(7) 知的障害者・自閉症者

- ・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておく。服用する際に、オブラート使用など独自の方法をを用いる場合は、その旨を緊急連絡カードに記載しておく。
- ・ 身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、周囲の人に理解してもらえよう説明したり、緊急連絡カードに記載しておく。
- ・ 緊急連絡カード、笛やブザーなどを常に携帯するようにする。
- ・ 身元、連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておく。
- ・ 日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や連絡先を伝えておく。
- ・ 避難場所を繰り返し伝え、実際に一緒に行ってみたり、避難場所の絵表示を覚えるようにする。

(8) 精神障害者

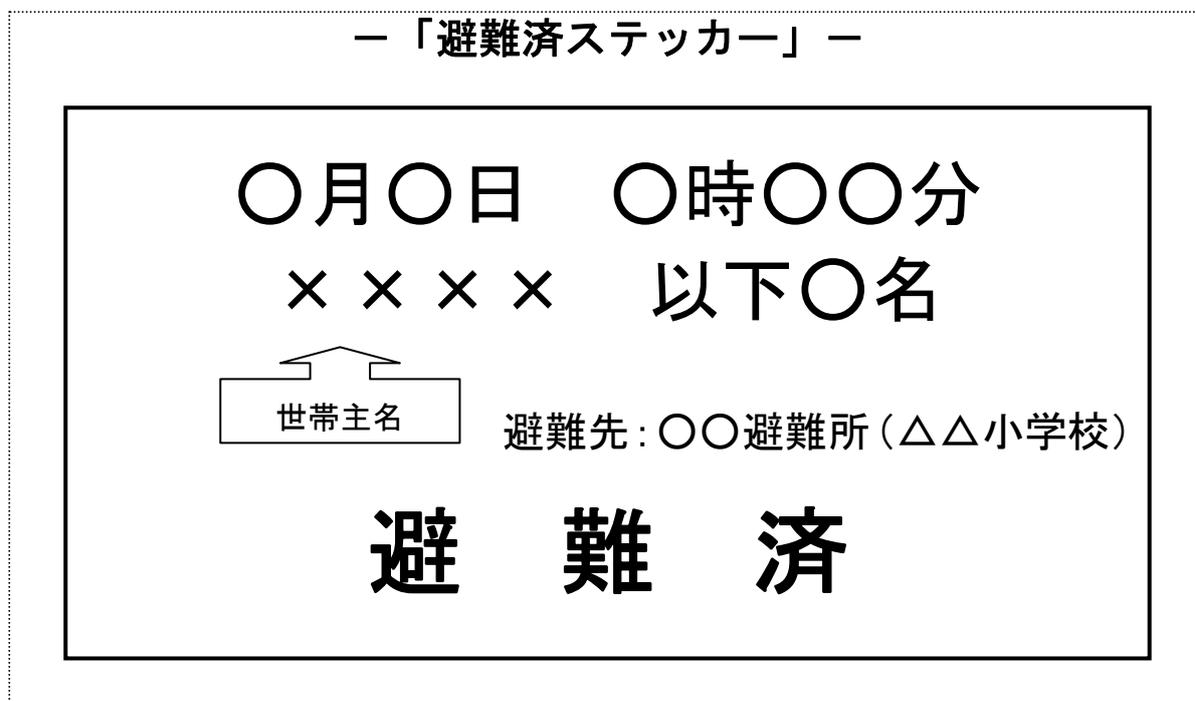
<ul style="list-style-type: none">・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておく。・ 対人関係で配慮が必要なこと等を緊急連絡カードに記載しておく。・ 身の回り品や食べ物に特別なこだわりを持っている場合は、周囲の人に理解してもらえるよう説明したり、緊急連絡カードに記載しておく。・ 日ごろ通っている学校や施設等に、災害時の避難場所や連絡先を伝えておく。・ 医療機関からの指示や緊急時の対処法等を聞き、理解しておく。
--

(9) 高齢者

ア 身体的に 虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none">・ 居住スペースはできるだけ避難しやすい1階を選び、寝るときは家具やガラス窓から離れるなど、安全な居住空間を確保する。・ 杖などは、就寝時など使用しない場合も常に手元に置いておく。・ 必要に応じて、非常用持ち出し品として紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておく。・ 避難に備えて、おぶいひも、車いす、担架、毛布などを用意する。
イ 認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none">・ 身元、連絡先などが確認できる名札等を常に携帯するか、衣類などに縫いつけておく。・ 日ごろから服用している薬の処方箋の明細や薬局の説明文をコピーして非常用持ち出し袋に入れておく。・ 災害時に支援が必要なことを書いた緊急連絡カードを携帯するようにする。

※ 高齢者の支援の具体的な対策については、それぞれの高齢者の状態に応じて障害者の項目も参照し、適切な支援に努める必要がある。
さまざまな障害を併せ持つ重複障害者についても同様で、それぞれの障害の項目を参照のうえ、個々にあった対策を講じる必要がある。

【資料⑥ 避難済ステッカー】



避難勧告（指示）の後で消防団等が各戸を見回る際には、効率良く救助の必要な人を発見する必要があるが、「避難済ステッカー」をあらかじめ配布しておき、全員が避難した家には住人自らがステッカーを貼ることにより一目で状況がわかることから、見回りを確実に実施できる。

なお、このステッカーが貼付された家屋については、防犯対策等運用に十分注意する必要がある。

【資料⑦ 緊急医療手帳 - 静岡県難病医療連絡協議会交付 - 】

この緊急医療手帳は、「災害時（緊急時）のお願い」、「医療に従事される方に」及び「介護される方に」の3種類の手帳で構成されており、日頃から携帯し、災害時（緊急時）に備えている。

ここでは、「災害時（緊急時）のお願い」を掲載している。

<p>災害時（緊急時）のお願い</p> <p>私は重い病気のため、日常的に<u>医療の助けが必要です。</u></p> <p>私が倒れている場合は、最寄りの<u>医療施設に運んでください。</u></p> <p><u>すぐに読んでください。</u></p>
<p>ふりがな</p> <p>氏名：</p>
<p>〔緊急医療手帳〕</p> <p>静岡県難病医療連絡協議会</p>

- 1 -

<p>生年月日： 年 月 日</p> <p>年齢： 歳 性別： 男・女</p> <p>住所：</p> <p>電話番号：() -</p> <p>病名</p>		
<table border="1"> <tr> <td>血液型</td> <td>[A・B・O・AB] [Rh+・-]</td> </tr> </table>	血液型	[A・B・O・AB] [Rh+・-]
血液型	[A・B・O・AB] [Rh+・-]	

- 2 -

<p>1 災害時</p> <p>最寄りの救護所 () へ <u>大至急運んでください。</u></p>
<p>2 緊急時</p> <p>救急車を呼び、<u>病院へ大至急運んでください。</u></p>
<p>詳細は医療従事者用(水色)を読んでください。</p>

- 3 -

<p>3 搬送時の留意点</p> <p>①呼吸は… { 問題なし 人工呼吸器を使用 酸素療法中 }</p> <p>②移動は… 自力で (できる できない)</p> <p>③コミュニケーションは… (とれる とれない)</p>
<p>詳細は医療従事者用(水色)を読んでください。</p>

- 4 -

緊急時の連絡先 (家族・医療
機器会社等)

名前	続柄等	連絡先(電話番号等)

- 5 -

避難ルート

- 7 -

大地震の際は、電話が混み合っかかりにくい!
家族の安否確認に NTT 災害用伝言ダイヤル「171」を!

<被災地では>→伝言の録音

「171」にダイヤル

▼

録音の場合「1」

市外局番

(0××) ×××-××××

自宅の電話番号をダイヤル

<被災地以外では>→伝言の再生

「171」にダイヤル

▼

再生の場合「2」

市外局番

(0××) ×××-××××

被災地の方の電話番号をダイヤル

- 9 -

私の家は、避難の必要な地域?

→危険の種類(該当に○)

①津波危険予想地域
②山・崖崩れ危険予想地域
③津波及び山・崖崩れ危険予想地域
④その他(避難が必要でない地域)

→避難地

名称 _____

住所 _____

電話 _____

わからない人は、市町村役場(防災担当部署)に問い合わせましょう。

_____ 課 _____ 係

電話 _____

- 6 -

_____ 家族の集合場所・避難先

避難先(救護所)

①名称 _____

電話 _____

②名称 _____

電話 _____

集合場所

①名称 _____

電話 _____

②名称 _____

電話 _____

- 8 -

私の災害時・緊急時持出品リスト

*すぐ持ち出せるように、1ヶ所にまとめておきましょう。

- 10 -

【資料⑧】 災害時要援護者支援に係るアンケート調査結果】

調査概要

1 目的

災害時要援護者支援マニュアル策定指針作成に当たり、高齢者や障害者等の災害時要援護者の防災に係る考え方等の実情を把握するため。

2 調査時期

平成17年1月

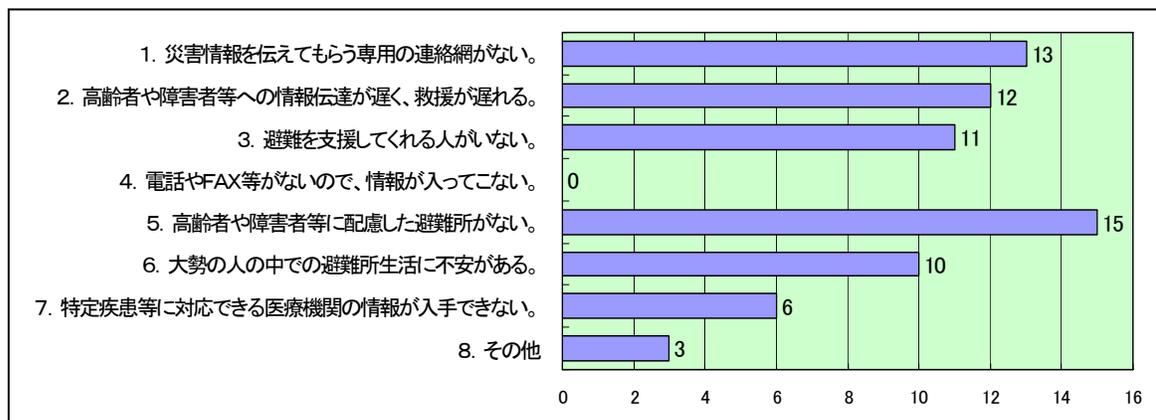
3 調査協力団体（18団体）

- ・ 佐賀中部広域連合
- ・ (財) 佐賀県消防協会
- ・ 佐賀県民生委員児童委員協議会
- ・ 日本赤十字社佐賀県支部
- ・ 佐賀県在宅介護支援センター協議会
- ・ 佐賀県聴覚障害者協会
- ・ (社) 佐賀県視覚障害者団体連合会
- ・ 佐賀県地域婦人連絡協議会
- ・ 佐賀県難病支援ネットワーク
- ・ 佐賀市北川副校区自治会
- ・ 佐賀県社会福祉協議会
- ・ 佐賀県ボランティア連絡協議会
- ・ (財) 佐賀県老人クラブ連合会
- ・ (社) 佐賀県身体障害者団体連合会
- ・ (財) 佐賀県手をつなぐ育成会
- ・ 佐賀県精神障害者家族連合会
- ・ 佐賀県母子保健推進協議会
- ・ (社) 佐賀県看護協会

調査結果

I 日頃の対応

問1 災害発生時、何が不安ですか。(複数回答可)

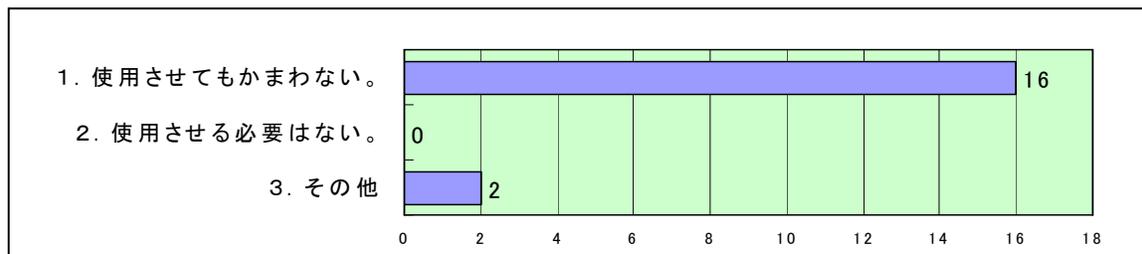


(意見等)

- ・ 特定疾患などに対応する医療機関の情報が入手できない。(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・ 知的障害者の場合、施設入所者は、無断外出又は建物の中に閉じ込められた時が不安。在宅者は、家族と離れ離れになったときの本人の行動が不安。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 独居老人の避難、救援のルールが確立されていない。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・ 難病患者で、人工呼吸器等の装着の方、ひとりでは動けずに介助者がいる方、等の情報の入手等、移送をどうするのか。医療機関からの薬剤等の入手がどうなるのか不安である。
例：インスリンが必要な患者(生命維持に必要な薬剤)に供給体制がない阪神・淡路大震災時、他県の患者会が違法と知りつつインスリンを供給した。

(佐賀県難病支援ネットワーク)

問2 災害時に、市町村の福祉担当課が保有する障害の状況等の情報を、防災担当課が使用することについてどう思いますか。

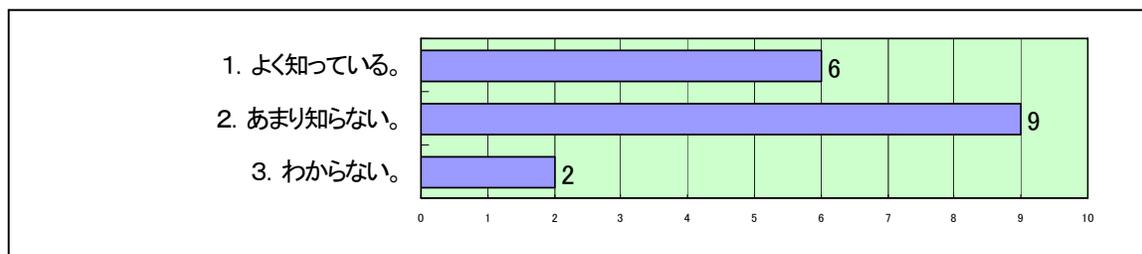


(意見等)

- ・個人情報保護条例により、原則、個人情報は外部提供しないこととなっているが、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときは外部提供できるようになっている。(佐賀中部広域連合)
- ・プライバシーに配慮するという条件で使用していただきたい。(日本赤十字社佐賀県支部)
- ・災害時における情報の使用について説明を行い、あらかじめ、事前に本人の同意を得ておく必要がある。(佐賀県社会福祉協議会)
- ・プライバシーに配慮をお願いしたい。
- ・小児の難病、おとなの難病は、法律でいう「障害者」には該当しないので、市町村が情報を保有しているとは思えない。(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・プライバシーも大事なことであるが、災害時は生命、財産を守ることが先決である。
(佐賀県身体障害者団体連合会)

※問3は、問2で「使用させる必要はない」と回答した方への質問であったが、回答0件のため省略。

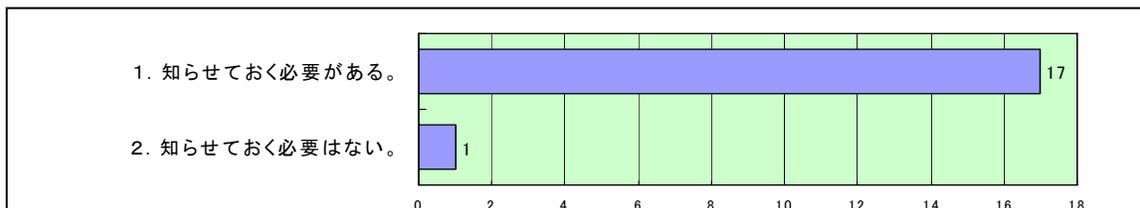
問4 災害時に、避難勧告等防災情報の伝達や確実に避難するためには、地域の民生委員や消防団などの支援が必要な場合がありますが、民生委員などは障害の状況や日頃の所在を知っていますか。



(意見等)

- ・全く知らないと思う。(佐賀県難病支援ネットワーク)

問5 災害時に、地域の民生委員や消防団などがスムーズに支援するためには、事前に障害等の状況や緊急連絡先を知らせておく必要があると思いますか。



(意見等)

- ・ 条例により審議会の意見を聞いて判断することになる。(佐賀中部広域連合)
- ・ プライバシーの保護の観点や難病に関して、よく理解しておいていただきたい。(佐賀県難病支援ネットワーク)

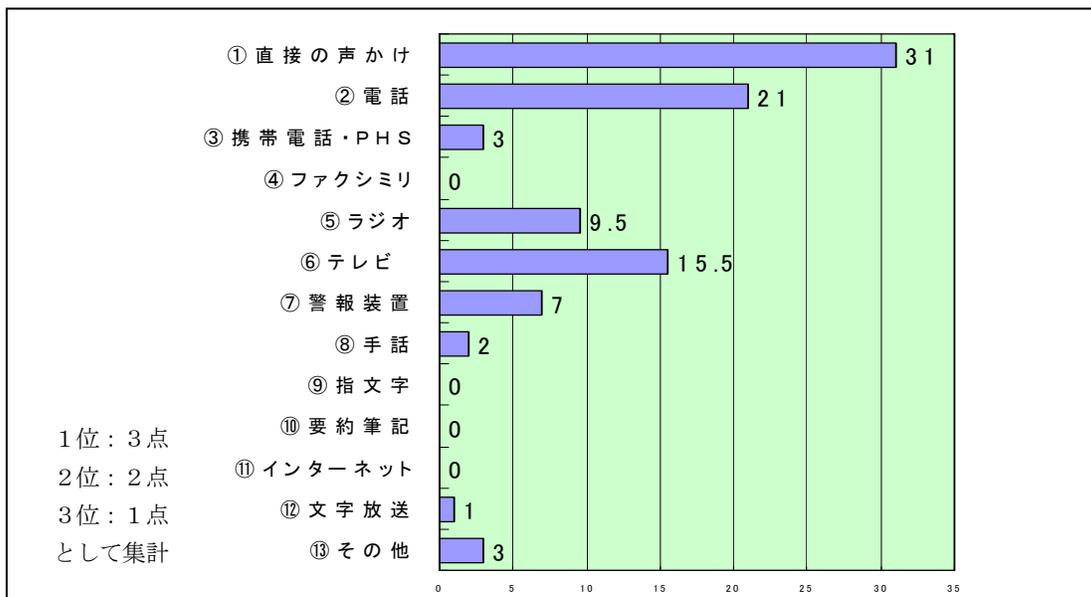
問6 問5で、「2. 知らせておく必要はない。」と回答された団体等にお尋ねします。知らせておく必要がないと思われる理由はどのようなことですか。

回答：プライバシー上問題がある。(1件)

問7 問6で、「2. プライバシー上問題がある。」と回答された団体等にお尋ねします。事前に知らせておく以外に、情報伝達や確実に避難する方法としてどうすればよいとお考えですか。

回答なし

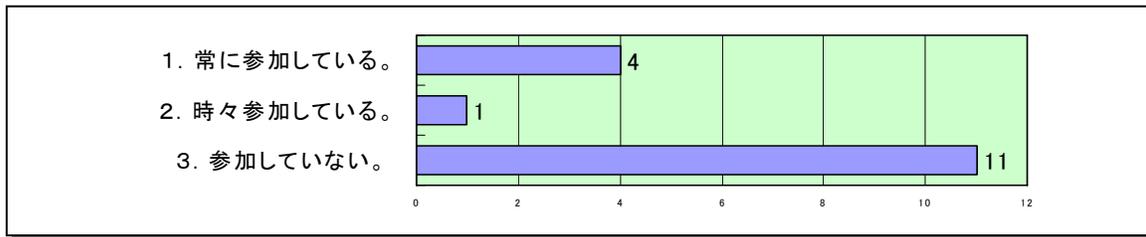
問8 在宅中に災害が起きた時、どのような方法で防災等の情報を得たいと思いますか。順位の高い方から該当するものを3つ選んでください。



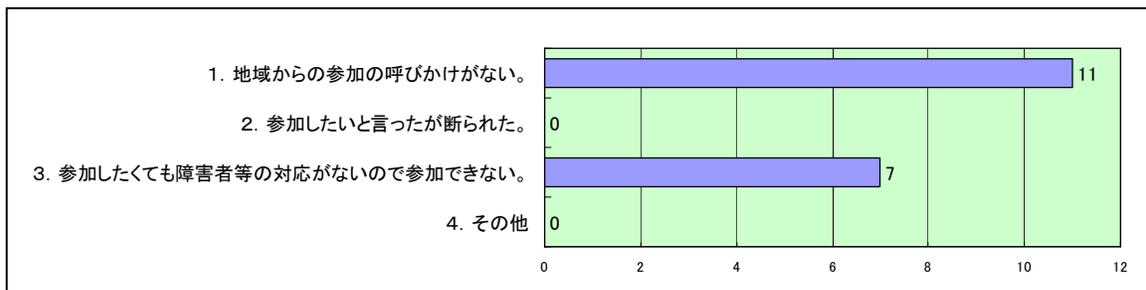
(意見等)

- ・ 役場等のマイク放送 (佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 各戸への連絡 例：インターホン、スピーカー (日本赤十字社佐賀県支部)

問9 地域で実施される防災訓練に参加されていますか。



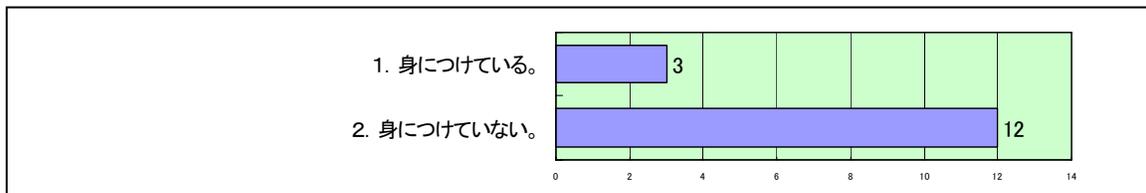
問10 問9で、「3. 参加していない。」と回答された団体等にお尋ねします。参加していない理由はどのようなことですか。(複数回答可)



(意見等)

- ・ 県内全域に患者が点在のため対応できない。
- ・ 自身の状態を知られたくない。
- ・ 患者を対象とした訓練となっていない。(佐賀県難病支援ネットワーク)

問11 日頃から心身の状況や連絡先が分かるもの(緊急連絡カード等)を身につけていますか。



(意見等)

- ・ 療育手帳を常時身につけさせると紛失の恐れがあるので、緊急連絡等については今後の課題。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 身につけていない方が多い。身につけているにしても、その形態は多種多様である。
- ・ 必要な情報(常時使用している医薬品等)が記載されたものを統一規格で作製、所持する。
- ・ 非常時に介助者がそばにいるとは限らない。患者は、自分の考えを伝えることが大事である。
(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・ 手帳(スケジュール用)を持っている。出かける時は身障者手帳を持って行く。
(佐賀県身体障害者団体連合会)

問12 日頃の防災対策に関し、関係機関（市町村、消防団、民生委員・自治会長等世話人など）に、どのようなことをしてほしいですか。

市町村に対して

- ・ 防災対策のマニュアルを作ってほしい。また、その音声化及び点字化。
(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・ 防災に対して日頃の備えや緊急時の対応などの勉強会、情報提供などの会を時々実施してほしい。
(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・ 地震や台風などの災害時に、どのようにしたらいいか知的障害者にもわかるようなポスターを使ってほしい。
(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 高齢者、障害者、幼児等を含めたところで防災訓練をしてほしい。
(佐賀県看護協会)
- ・ 情報伝達から避難誘導まで及び人的支援の地区別の体制づくり
(佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・ 障害者も参加して防災訓練を行ってほしい。その際には手話通訳をつけてほしい。
(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・ 災害時の連絡方法等を確立し、市民に周知させ、障害者、独居老人への救援手段を確立させてほしい。避難訓練をしてほしい。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・ 地域に障害者団体及び代表者を決め、防災指導をしてほしい。
(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・ 障害者、高齢者の避難誘導（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・ 定期的な防災情報の提供（佐賀県社会福祉協議会）
- ・ 障害者、高齢者が参加した訓練を実施してほしい。(佐賀県身体障害者団体連合会)
- ・ 防災訓練の実施（佐賀県精神障害者家族連合会）
- ・ 単位町区の自治会長ならびに民生委員に、地域防災計画や避難マニュアルの周知をしてほしい。
(佐賀市北川副校区自治会)
- ・ 障害者、幼稚園児・保育園児や小中学生等、学校生活時に災害が来る可能性はあると思いますので、子ども達にも防災に対する意識づけ、さらに訓練も必要かと思います。
(佐賀県地域婦人連絡協議会)
- ・ 難病の患者がいるということを理解してほしい。
- ・ 当事者と一緒に対策を考えてほしい。
- ・ わかりやすいハザードマップの作成と全戸配布
- ・ 在宅の障害者、難病患者の所在、状態がわかる台帳の作成（住宅地図上へのポイント）
- ・ ボタンを押したら警察等につながる器具の該当者への配布等
- ・ 防災無線の設置
(佐賀県難病支援ネットワーク)

消防団に対して

- ・日頃からの連絡を密にしてほしい。(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・連絡先や役割をしっかりと明記して、日頃からPRをしてほしい。
(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・災害時の救出の際に、自閉症の方の思いもよらない行動やダウン症の方の座り込みなどが考えられるので、最小限度知的障害者について理解してほしい。
(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・市町村の実施を具体的に指導してほしい。(佐賀県看護協会)
- ・要援護者の救助に関する連絡調整のネットワークづくり
(佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・災害時に、コミュニケーションの方法は・・・と慌てなくて済むように、日頃から聴覚障害者ともコミュニケーションをとるように心がける。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・避難方法等についての周知を考え、徹底してほしい。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・お世話を希望する。災害時、消防団の方は多忙で不能と思われるので。
(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・避難訓練、消火訓練の指導、助言(佐賀県社会福祉協議会)
- ・ALS、糖尿病、膠原病等難病の方々のハンディキャップの内容を理解してほしい。
(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・防災訓練の実施(佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・地域消防(分団)の空白地域に広域消防局の配慮をお願いしたい。
(佐賀市北川副校区自治会)
- ・緊急連絡網の徹底と地域の環境や事情にマッチした、たゆまぬ防災訓練だと思えます。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

— 民生委員・自治会長等世話人に対して

- ・日頃からの連絡を密にしてほしい。(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・ひとりで抱え込まず、各種団体との連携を日頃から密にしてほしい。
(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・担当地区の知的障害者の行動を、日頃から把握し、避難に関しては、1対1で対処してほしい。
また、知的障害者の対応をする人をできる限り訓練のときから決めていて一緒に訓練をしてほしい。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・地区住民の情報を正確に知る必要がある。(佐賀県看護協会)
- ・要援護者に対する情報収集(佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・災害時に障害者が孤立しないように、日頃から地域行事への参加などを呼びかけてほしい。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・独居老人、障害者の防災対策を整理してほしい。また、どのような役目を持っているのか説明してほしい。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・平常時の役割として実効性の高いマニュアルをつくること。(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・災害を想定した避難訓練、要援護者の把握(佐賀県社会福祉協議会)
- ・難病がどういうものかの理解、ハンディキャップの内容の理解。当事者と一緒になって対策を考えてほしい。(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・避難場所の確保(佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・地域住民のことをよく知っておられるので、地域での災害マニュアルなど行政と一緒に作成したり、障害者、高齢者等、特に独居老人、病人、妊産婦、乳幼児などそのつど地域内の状況把握が大事ではないかと思います。県とか町とか、また大きな河川の流域ごとの訓練も必要でしょうが、地域内の誘導體制の確立とか訓練が大事ではないかと思います。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

— その他機関に対して

- ・地区別の関係機関、団体による防災ネットワーク(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・社会福祉協議会に災害救援ボランティアの養成(佐賀県社会福祉協議会)
- ・どこにどういった方(障害者、難病の方々)がいるのか、住んでいるのかを把握して、関係機関で対策を考えるべき。その上でその家庭等を訪問して、当事者に聞いてみるべきだと思う。また、災害伝言ダイヤル(171)など、役立つ情報がほしい。(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・情報伝達の迅速化(佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・ハザードマップの作成など、住民の意見や知恵を取り入れ早急に作成していただきたい。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

Ⅱ 災害が発生したときの対応

問 13 災害が発生した時、情報伝達に関して、関係機関（市町村、消防団、民生委員・自治会長等世話人など）に、どのようなことをしてほしいですか。

市町村に対して

- ・ 双方向性の連絡網の整備（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・ 明確な情報をきめ細やかに伝達してほしい。（佐賀県母子保健推進協議会）
- ・ 地震や台風などの災害時に、どのようにしたらいいか知的障害者にもわかるようなポスターを使ってほしい。（佐賀県手をつなぐ育成会）
- ・ 各地区単位での連絡網を作してほしい。（佐賀県看護協会）
- ・ 確実に要援護者まで伝達される緊急連絡網（佐賀県在宅介護支援センター協議会）
- ・ 聴覚障害者がいる家庭に文字、手話などできちんと情報が伝わるシステムづくりをお願いしたい。（佐賀県聴覚障害者協会）
- ・ 被災者情報の提供（佐賀中部広域連合）
- ・ 情報伝達システムを示してほしい。宣伝カーによる状況周知徹底。（佐賀県老人クラブ連合会）
- ・ 地域ごとに障害者団体を作り、代表が障害部位別のデータを持ち、民生委員と連携をとりデータを共有した連絡網を作る。（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・ 各戸への緊急連絡設備（スピーカー、インターホン）の整備（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・ 情報伝達に「もれ」がないよう確認してもらいたい。（佐賀県社会福祉協議会）
- ・ 災害時の集合場所を明確に。ステッカーを貼ってほしい。
- ・ 取扱い業者との連絡（葉、器具）
- ・ 各避難所と対策室とのホットラインの開設が急務である。（佐賀県難病支援ネットワーク）
- ・ 緊急放送やケーブルテレビで情報を提供してほしい。（佐賀県身体障害者団体連合会）
- ・ 情報伝達の徹底（佐賀県精神障害者家族連合会）
- ・ 連絡網を作り、行政がリーダーとなって地域の各団体をまとめてほしい。
（佐賀市北川副校区自治会）
- ・ 手遅れにならないように、早め早めの対応がほしい。住民に徹底した連絡、情報が流れるよう手段を考えていただきたい。（佐賀県地域婦人連絡協議会）

消防団に対して

- ・地域 of 障害者の把握。(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・安全性をしっかりと見極め、片寄らないようにしてほしい。(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・災害時の救出の際に、自閉症の方の思いもよらない行動やダウン症の方の座り込みなどが考えられるので、最小限度知的障害者について理解してほしい。
(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・避難誘導の際、声だけでなく、身振りなども加えてほしい。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・年に1回は避難訓練をしてほしい。
- ・可能な限りの災害状況、避難場所、避難方法の伝達(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・歩行、他の方法による連絡をお願いしたい。(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・多機能トイレの設置等、患者の所在の把握、避難の支援・誘導、関係機関との連携
(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・避難の巡回放送(消防車等で)(佐賀県身体障害者団体連合会)
- ・サイレンを鳴らしてほしい。(佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・家庭を犠牲にした、更に危険が伴うお仕事ですから大変だと思いますが、人命救助や人々の財産保護など果敢にがんばってほしいと思います。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

民生委員・自治会長等世話人に対して

- ・避難所における細かなケア。(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・各団体に対して、的確な情報提供と指示をしてほしい。(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・担当地区の知的障害者の行動を、日頃より把握し、避難に関しては、1対1で対処してほしい。
また、知的障害者の対応をする人をできる限り訓練のときから決めていて一緒に訓練をしてほしい。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・要援護者への情報伝達(佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・安否の確認や情報伝達の際、身振り、筆談なども交えてほしい。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・災害が発生した場合、民生委員、自治会長は何をするのかを、日頃から説明しておいてほしい。また、独居老人への状況周知と避難方法の伝達。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・災害時、連絡が取れない場合、連絡を一括する拠点となってもらいたい。
(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・障害者や高齢者等に対する訪問による伝達(佐賀県社会福祉協議会)
- ・声かけ、電話等により、状況を聞くこと(佐賀県身体障害者団体連合会)
- ・パニックにならないよう、正しい情報の伝達とそのときの地域の人たちの状況の把握が必要だと思います。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

その他機関に対しては、意見なし。

問 14 災害が発生した時、避難に関して、関係機関（市町村、消防団、民生委員・自治会長等世話人など）に、どのようなことをしてほしいですか。

市町村に対して

- ・ 支援する人を決めておき、避難所まで安全に避難させてほしい。
(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・ 連絡網に対して、情報伝達をしっかりとしてほしい。(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・ 災害時に、どのようにしたらいいか知的障害者にもわかるようなポスターを使ってほしい。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 避難ルートや場所など、地図やイラストも交え、目で確認できるようにしてほしい。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・ 災害状況を周知させ、避難箇所を決めること。また、経路を指定し、消防団に誘導。(佐賀県老人クラブ連合会)
- ・ 障害者の所在がわかるマップがないと避難誘導もできない。(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・ 各戸のスピーカー等を使用した避難場所の連絡 (日本赤十字社佐賀県支部)
- ・ 避難所までの道順を示してほしい。(佐賀県社会福祉協議会)
- ・ 支援をしてくれる方々のネットワーク(医師、看護師、患者会、ヘルパー等)。患者の所在を把握し、関係 NPO との連携をとってほしい。(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・ 支援してもらおう人を決めてもらい、避難所まで安全に避難させてほしい。
(佐賀県身体障害者団体連合会)
- ・ 避難場所の指示 (佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・ 行政職員を避難支援者として派遣してほしい。(佐賀市北川副校区自治会)
- ・ いち早く、県や自衛隊などに連絡をとり、的確な事後処理、また、住民が安全に避難でき、生活が送れるような場所の確保や水、食べ物などの調達準備など。(佐賀県地域婦人連絡協議会)

消防団に対して

- ・ 障害者の所在の確認と避難所への確実な誘導。(佐賀県視覚障害者団体連合会)
- ・ 避難する人たちの先頭に立ち、安全確保に努めてほしい。(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・ 災害時の救出の際に、自閉症の方の思いもよらない行動やダウン症の方の座り込みなどが考えられるので、最小限度知的障害者について理解してほしい。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 迅速な要援護者に対する避難救助活動 (佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・ 誘導の際、声だけでなく身振りなども交えてほしい。(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・ 車椅子、歩行できない方の避難に力添えをする組織づくり (佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・ 高齢者等の避難誘導 (日本赤十字社佐賀県支部)
- ・ 避難の誘導、安全の確保をしてもらいたい。(佐賀県社会福祉協議会)
- ・ 多機能トイレの設置、薬・器具等の入手、発電・水道・衛生面
(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・ 行政の手助けと地域住民の救助、けが人などの運搬や救急処置
(佐賀県地域婦人連絡協議会)

民生委員・自治会長等世話人に対して

- ・ 小地域ごとの連絡網を取り、避難に対して支援の行動を促してほしい。
(佐賀県母子保健推進協議会)
- ・ 担当地区の知的障害者の行動を、日頃より把握し、避難に関しては、1対1で対処してほしい。また、知的障害者の対応をする人をできる限り訓練のときから決めていて一緒に訓練をしてほしい。(佐賀県手をつなぐ育成会)
- ・ 関係機関に対しての詳細な要援護者の情報の提供 (佐賀県在宅介護支援センター協議会)
- ・ 避難に関する情報、避難場所での情報など、きちんと伝えてほしい。
(佐賀県聴覚障害者協会)
- ・ 避難ルート、避難地、避難行動責任者を地区ごとに決めていただきたい。
(佐賀県民生委員児童委員協議会)
- ・ 障害者への連絡、避難誘導 (日本赤十字社佐賀県支部)
- ・ 要援護者の避難に配慮をしてもらいたい。(佐賀県社会福祉協議会)
- ・ 多機能トイレの設置、薬・器具等の入手、発電・水道・衛生面
(佐賀県難病支援ネットワーク)
- ・ 避難先への誘導 (佐賀県精神障害者家族連合会)
- ・ 地域内の人たちの安全の確認や行政との連絡 (佐賀県地域婦人連絡協議会)

その他機関に対して

- ・ 多機能トイレの設置、薬・器具等の入手、発電・水道・衛生面 (佐賀県難病支援ネットワーク)

問 15 災害が発生した時、避難所に避難した場合、どのようなことが心配ですか。

- ・視覚障害者の場合、避難所の様子（トイレ等の位置）がわからないために、他の避難者とのトラブルが予想されるので、きめ細かな配慮をしてほしい。
他の避難者と差別が生じないような配慮をお願いしたい。（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・食料やライフラインなど、また、妊産婦の心身の動揺や乳幼児などの健康。
（佐賀県母子保健推進協議会）
- ・知的障害者、自閉症等で大きな声をあげたり、その他、集団生活が困難な人への対処が心配。（佐賀県手をつなぐ育成会）
- ・人工透析や人工呼吸器使用の人が、今までどおり続けられるか心配。（佐賀県看護協会）
- ・防暑、防寒対策、水・食料の確保、ポータブルトイレ等の介護用品の確保
（佐賀県在宅介護支援センター協議会）
- ・避難所での文字による情報の掲示、手話通訳者の配置による情報保障。
（佐賀県聴覚障害者協会）
- ・食料の補給、寝具類の確保、家族・親族・知人との連絡ができるか、盗難、身体が不自由な老人の避難所生活（佐賀県老人クラブ連合会）
- ・相談所を設置し、情報の伝達をする・知ること、指導者を置く。また、食事をどうするのか（障害の程度別、高齢者、保護者）。障害別にプライバシーが保てるのか。
（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・心のケア、安否調査（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・食事や排泄、睡眠、入浴等基本的な生活やプライバシーが脅かされること。また、避難所におけるルールが確立され、守られるかどうか心配。（佐賀県社会福祉協議会）
- ・障害者の場合、家庭と同じような支援が難しいと思われる。（佐賀県身体障害者団体連合会）
- ・周りの目を気にすることが少なく済む様な対応がほしい。（トイレ、風呂、服の着脱、洗面等）（佐賀県身体障害者団体連合会）
- ・プライバシーが保てるのか、看護サービスができるのか、衣食の確保
（佐賀県精神障害者家族連合会）
- ・いち早く、県や自衛隊などに連絡をとり、的確な事後処理、また、住民が安全に避難でき、生活が送れるような場所の確保や水、食べ物などの調達準備など。
（佐賀県地域婦人連絡協議会）
- ・多機能トイレの設置
- ・仕切り等の配慮
- ・常時使用している医薬品の確実な入手
- ・突発時の診察等の医療サービス（特に難病患者の診察は専門の知識が必要）
- ・電気器具類（呼吸器など）は使用できるのか。
- ・衛生管理はどうか。
- ・見た目によくわからない患者は、診てもらえないのではないのか。
- ・飲食物は十分に確保できるのか。（例えば低血糖時）
- ・医療機関との連携をとってほしい。（佐賀県難病支援ネットワーク）

問 16 災害が発生した時、関係機関（市町村、消防団、民生委員・自治会長等世話人など）に、情報伝達や避難以外でしてほしいことは何ですか。

市町村に対して

- ・現状をつぶさに知らせてほしい。（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・専門的部署ごとの対応、学校・幼稚園・病院などの情報と確認。
（佐賀県母子保健推進協議会）
- ・避難所にいるかどうかの確認のため、入り口等に地区名毎にネームプレートのようなものを掲出してほしい。（佐賀県手をつなぐ育成会）
- ・安否確認をきちんと行ってほしい。（佐賀県聴覚障害者協会）
- ・被災者情報の提供（佐賀中部広域連合）
- ・災害状況の中で家族、知人等の安否の確認の徹底及び食糧の支給（佐賀県老人クラブ連合会）
- ・障害の種別で情報の伝達が異なるので各団体と協議する。（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・ペットの一時預かり所（新潟県中越地震の際も設置されていた。）
（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・総合的な相談窓口の設置（佐賀県社会福祉協議会）
- ・安否の確認は、最優先事項である。また、問15で回答した意見（多機能トイレの設置等9件）に確実に対応してほしい。（佐賀県難病支援ネットワーク）
- ・心のケア（佐賀県精神障害者家族連合会）

消防団に対して

- ・現状をつぶさに知らせてほしい。（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・二次災害などへの対応（佐賀県母子保健推進協議会）
- ・留守になった家など、盗難がないよう警備してほしい。（佐賀県聴覚障害者協会）
- ・身体不自由な老人の救出を早くしてほしい。安否の確認と救助。（佐賀県老人クラブ連合会）
- ・消防団の規定による業務援助をお願いしたい。（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・野良犬、猫等の捕獲（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・安否の確認は、最優先事項である。また、問15で回答した意見（多機能トイレの設置等9件）に確実に対応してほしい。（佐賀県難病支援ネットワーク）
- ・行政の手助けと地域住民の救助、けが人などの運搬や救急処置
（佐賀県地域婦人連絡協議会）

— 民生委員・自治会長等世話人に対して —

- ・現状をつぶさに知らせてほしい。（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・心のケア、声かけ 高齢者や独居の弱者の確認。（佐賀県母子保健推進協議会）
- ・避難所での情報を必ず伝えてほしい。（佐賀県聴覚障害者協会）
- ・住民の避難状況の把握と安否確認、盗難予防（佐賀県老人クラブ連合会）
- ・防災対策の必要性、安全対策、食糧、薬品の備蓄（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・校区住民の安否調査（日本赤十字社佐賀県支部）
- ・地域住民のまとめ役、相談役（佐賀県社会福祉協議会）
- ・安否の確認は、最優先事項である。また、問15で回答した意見（多機能トイレの設置等9件）に確実に対応してほしい。（佐賀県難病支援ネットワーク）
- ・地域内の人たちの安全の確認や行政との連絡（佐賀県地域婦人連絡協議会）

— その他機関に対して —

- ・現状をつぶさに知らせてほしい。（佐賀県視覚障害者団体連合会）
- ・知的障害者で、てんかん薬など必ず服用しなければ発作が起こる人も多いので、医療機関とも密に連絡をとってほしい。（佐賀県手をつなぐ育成会）
- ・民生委員は、民生委員法の規定に基づき、先の竜巻災害の際は5日間不眠不休で支援を行った。民生委員を主体として、組織づくりをお願いしたい。
（佐賀県民生委員児童委員協議会）
- ・社会福祉協議会に災害救援ボランティアのニーズ把握、受け入れ、送り出し等
（佐賀県社会福祉協議会）
- ・安否の確認は、最優先事項である。また、問15で回答した意見（多機能トイレの設置等9件）に確実に対応してほしい。（佐賀県難病支援ネットワーク）
- ・警察に対し、防犯と治安の維持をお願いしたい。（佐賀県身体障害者団体連合会）

問 17 防災対策に関してご意見がありましたらご自由にお書きください。

佐賀県視覚障害者団体連合会

- ・日頃の防災訓練・意見を交換する機会を作ってほしい。

佐賀県母子保健推進協議会

- ・避難所となるべき建物の案内板を設置する。
- ・小地域における防災訓練をしてほしい。

佐賀県看護協会

- ・少なくとも交通の確保、安全な水の確保は最低でも必要と考える。

佐賀中部広域連合

- ・在宅の要援護者については、居宅介護支援事業者などの介護業者が細かく把握しているため、そういった事業者との連携も有効なのではないかと思う。

佐賀県地域婦人連絡協議会

- ・婦人会として、今まで救急処置や炊き出しなど防災訓練の中で学んだことが実践でき、何か手助けになればと思っています。

佐賀県老人クラブ連合会

- ・災害の予想が切実でないためか、市町村における災害対策はほとんど確立されていないのではないのでしょうか。
- ・本当にひどい地震、風水害があれば、悲惨な結果を生じるのではないのでしょうか。
- ・想定できる自然災害に対し、せめて障害者、病弱者、独居老人を対象とした連絡網、誘導方法、避難場所、避難経路、避難場所での救助法等確立しておく必要がある。

佐賀県社会福祉協議会

- ・防災対策については、従来から公的施策が中心とされてきたが、これまでの災害の教訓・経験から、自助・共助の必要性・重要性が言われるようになっていく。今後、地域社会における日頃からの関係づくり、災害を想定した訓練等を通じて、防災、防犯のまちづくりの方向が求められているように思う。

佐賀県民生委員児童委員協議会

災害時要援護者支援に対する民生委員・児童委員の役割について

- 1 災害対策本部、災害救護業務への協力
- 2 担当地域の状況把握、要援護者状況調査票（ただし、佐賀市での調査書）を基に、安否確認、個別支援を要する事項、確認については全ての項目とする。
（例：日常生活支援、高齢者・障害者・児童・心）
- 3 地域における支援活動のネットワークづくりをする。
- 4 相談所を開設し、支援者、問題提起に答える。
（例：災害状況の調査、マップづくり、ボランティアの配置、保健師の派遣、衣食住についての全ての項目）
- 5 民生委員・児童委員の活動の元始は、障害者団体、行政ほかとで名簿等を作り、要援護者を把握することが望まれる。
- 6 障害者自身の防災の準備と地域の方へのお願いとして協力してもらう体制作りが必要。
- 7 身の回りの環境を整える備蓄と非常持ち出し。
イ：視覚、聴覚、肢体、高齢者のための防災指導
ロ：脊髄損傷、脳性まひ、知的、精神障害関係団体、民生委員・児童委員、身体障害者、知的障害者、精神保健、各相談員、手話、筆談「要援護者支援チーム」組織づくりをお願いする。
- 8 授産施設、老人ホーム、障害者更生施設、児童福祉施設、精神援護施設、母子福祉施設ほか組織参加をお願いする。

佐賀県聴覚障害者協会

- ・「要援護者」の定義づけが難しいと思います。どの程度の障害が要援護にあたるのか。特に災害時は通常の状態を保つのは難しく、避難生活などが長くなれば、被災者間に不公平感を与え、トラブルの原因にもなりかねません。「要援護者」について、日頃の防災広報活動の中でも行っていただきたい。
- ・このマニュアルがどの程度の災害を想定したものかわかりませんが、大規模の災害では、支援者となるべき市町村、消防団、また手話通訳者なども自身が被災者となり、マニュアルどおりの活動ができない場合があります。要援護者が取り残される可能性があります。近隣県とも連携したマニュアルの作成も合わせて検討が必要だと思います。
- ・阪神淡路大震災では、半壊地区のパトロールの際、パトカー等からのマイクによる情報提供が主でした。聴覚障害者は、音声による情報を得ることができません。聴覚障害者の家庭には文字又は手話で情報提供できる体制を整えてください。
- ・避難所には、手話通訳者を配置し、情報は紙に書き貼り出す、文字放送の受信が可能なテレビの設置をお願いします。（CS障害者放送統一機構アイドラゴンなど）NHK、地元テレビ、製作部に要請し、災害情報には字幕を入れる。コミュニケーションターミナルの設置など。
- ・また、聴覚障害者周辺にいる人に呼びかけ筆談で伝えてもらうなど、組織的支援だけでなく被災者相互の助け合いも重要になります。日頃の防災関係の広報活動の中で要援護者の存在、支援の方法を盛り込んでください。また、震災後の手続き（家宅調査など）についても日頃から広報していただきたい。

佐賀県難病支援ネットワーク

- ・在宅で24時間人工呼吸器をつけている重度の患者がいる。弱者救済の視点で今後の対策を考えてほしい。
- ・行政だけで対応するのは不可能。平常時から関係NPO等と協議し、一緒に対策を考え、役割分担を明確にしていくことが大事。(共通のビジョンを持ち、互いの長所を生かしてそれぞれが対応する。)
- ・ハローボランティアみえ(代表 山本康史氏)が取り組まれている「災害時のボランティアセンター」運営訓練にもなるよう、平常時はイベント会場でボランティアセンターを運営するような団体が、佐賀にもあればと思う。平常時からのキーパーソンのネットワークづくりが重要。他県とのネットワークづくりも重要「顔の見える関係」、人材育成の取組みが必要。できる人を見つける。
- ・行政とNPOが良い情報も悪い情報も共有できる。
- ・重症者の場合、意思の疎通ができなく、見た目で大丈夫そうでも実際は大変な状況にあることもあるので、わかっている人がそばにいないと放っておかれそうである。支援してくれる人を派遣してくれるのは助かるが、疾病に対する知識を持つ人が都合よく確保できるのか。
- ・重症者は、自身では何もできないので、搬送も含めてひとりにつき最低1名以上の人手がいる。
- ・避難所に関して、全ての避難者が全ての自然災害に対応できているのかは疑問。場所によっては避難者が危険にさらされる。
- ・災害時の難病相談支援センターの役割を考えておく必要がある。
- ・法律に規定のある障害(身体、知的、精神)だけでなく、行政の制度の枠外にある疾病患者のこともきちんと把握して、対応する必要がある。
- ・人工透析が常時必要な患者に対しては、避難と同時に透析ができる施設の情報も不可欠となる。佐賀県腎臓病患者連絡協議会では、携帯電話システムで緊急時の情報伝達をすることになっているので、今後、行政との連絡手段、患者の施設への搬送方法を整備しておく必要がある。

佐賀県身体障害者団体連合会

- ・備えあれば憂いなしと言います。
- ・予防対策、講習会等の開催、防災グッズの紹介、あっせん。
- ・向こう三軒両隣とのコミュニケーションを普段からとっておくことが大事と思われる。自治会でのPRが大事。
- ・重度障害者(車いす等)、視覚障害者は移動等が大変であるので、その対策を。
- ・聴覚障害者(ろうあ者)は、携帯を持っている人が多い。携帯(メール)を使った一斉連絡等ができないか。
- ・地区別の障害者マップ、高齢者マップのようなものを作って、把握しておく動きにロスがないと思う。

佐賀市北川副校区自治会

- (1) 地域では「小地域福祉ネットワーク・福祉協力員制度」を組織している所があり、自治会・民生委員・福祉協力員が町区単位に連絡会議を設け、日頃から地域での「見守り・支え合い・助け合い」活動を展開しています。

この地域住民同士の「助け合い・支え合い」の制度を広げ、要援護者や高齢者などへの支援体制を確立する必要があります。

現在行政では、改正社会福祉法が規定する地域福祉計画の策定が急がれているものと考えますが、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と共に、この「小地域福祉ネットワーク事業」を明確に組織するよう指導すべきではないかと考えます。
- (2) 佐賀市内19校区には市立の公民館があり、公民館主事が2名配置されていますが、佐賀市地域防災計画により、各地区防災本部の副本部長に予め指名されているものと思います。この副本部長は災害発生時には公民館に参集して活動すべきですが、先の竜巻災害時に、当日が日曜日ということもあり、公民館主事が不在であったという状況にありました。

このことは、副本部長の役割が明確でないか・訓練が足りないか・主事の緊張感が足りないか・反省すべきことが多いと考えます。

地域住民は、市立公民館に期待することが大であるため、行政がリーダーシップを発揮して、単位町区の自治会長への協力要請なり支援体制についてマニュアル化を図っておくべきではないかと考えます。
- (3) 地域では住民の自主的組織として自治会が存在し自治会長会を組織しています。また市立公民館活動の支援協力団体として公民分館長会があり、福祉活動の主導的役割を担う民生委員・児童委員協議会があります。その他に目的別の組織、婦人会・長寿会・身障者会・子ども会・校区社会福祉協議会が活動しています。

災害が発生した場合、これらの団体が情報を共有し、連携を密にして活動できる状況になっていないのが現状ではないかと危惧されます。

災害時の協力体制、更には、これらの各種団体を取り纏める体制が不足しているものと考えます

県行政は、市町村に対し、地域が持っている住民組織を活用する体制・各種団体を取り纏める組織の確立と徹底した指導を行うべきではないかと考えます。